

周南市上下水道料金システム構築業務

仕 様 書

令和 7 年 11 月

山口県 周南市上下水道局

第1章 総則

1-1 目的

- (1) 本仕様書は、周南市上下水道局（以下「発注者」という。）が発注する「周南市上下水道料金システム構築業務」（以下「本業務」という。）の仕様について適用する。
- (2) 本仕様書に記載された要求事項は、原則として全て実現すべきものではあるが、受注者が代替案を提示し、発注者がこれを了承した場合は、要件を満たしたものとする。また、仕様書に記載されていない事項であっても、業務を実施するに当たり効果的と考えられる事項については、積極的に提案すること。

1-2 業務概要

本業務は、新システムの構築及び導入、既存システムからのデータ移行及び構築後の保守等の業務を包括的に実施するものであり、その主要な内容は次のとおりとする。

- (1) システム構築・導入業務
 - ア システム開発
 - イ 機器の調達、設置及び設定
 - ウ システム動作テスト
 - エ データ移行及び現システム業者との打ち合わせ
 - オ 金融機関と口座振替データ等のテスト
 - カ コンビニエンスストア収納代行業者とのバーコード等読み取りテスト及び収納データ受信テスト
 - キ 操作研修
 - ク マニュアル等の書類作成
- (2) システム保守業務
- (3) 業務引継ぎに関する事項
- (4) その他関連する業務

1-3 業務の実施場所

業務の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所3階 周南市上下水道局料金課
周南市役所2階 周南市上下水道局料金センター
周南市役所4階 マシン室及び帳票室
※4階のマシン室及び帳票室はエレベータ有
- (2) その他発注者が指定する場所

1-4 業務の実施期間

業務の実施期間は、次のとおりとする。

- (1) システムの構築・導入業務
契約締結日から令和9年10月31日まで
なお、システムの本稼働日は令和9年11月1日とする。

(2) システムの保守業務

令和9年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) ソフトウェア・ハードウェア賃貸借

令和9年11月1日から令和14年10月31日まで

1-5 業務実施に関する事項

(1) 基本的事項

ア 受注者は、業務の実施にあたり、本市条例、規則、関連する各種法令等を遵守しなければならない。

イ 受注者は、システムの機能が十分に発揮できるよう、本仕様書及びその他の関連書類に基づき、誠実に業務を実施しなければならない。

ウ 受注者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務を実施する上で当然必要な業務等は、良識のある判断に基づいて行わなければならない。

エ 受注者は、業務遂行に係る資料の提出を発注者が要求した場合は、速やかに応じなければならない。

(2) 契約条件等

本業務は、業務の目的物（以下「成果品」という。）の引き渡し時に次のとおり分別し契約するものとする。

ア システムのソフトウェア及びハードウェアは、5年間のリース契約とする。

イ システム保守業務は、見積書に記載した金額を上限として、受注者は発注者と地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に定める長期継続契約を締結するものとする。

(3) 業務実施計画

受注者は、本仕様書に基づき、全体作業の工程、各作業間の関連その他諸状況を勘案し、適切な作業班を編成するとともに、全般にわたる作業計画を立案すること。

なお、工程表に変更が生じた場合は速やかに変更工程表を提出し、発注者と協議し指示に従わなければならない。

(4) 打合せ

ア 業務を適切かつ円滑に実施するため、発注者と受注者は常に緊密な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正し、相互に確認しなければならない。

イ 業務着手時及び区切りにおいて、発注者と受注者は調整会議、業務の進捗状況の報告会議及び打合せを行うものとし、相互に確認しなければならない。

(5) 主任開発技術者等

ア 受注者は、適切な体制のもと業務を遂行するため、主任開発技術者、担当開発技術者及び開発技能者を定めて、発注者に届けるものとする。

イ 主任開発技術者は、上下水道事業に係る業務に精通し、かつ上下水道料金システム構築、導入等の作業に習熟し、業務の総括・計画・指導を行うもので、本仕様書に基づき、業務に関する技術上的一切の事項を処理するものとする。

ウ 担当開発技術者は、上下水道料金システム構築、導入等の作業に習熟し、業務に関する一切の事項を処理するとともに常に発注者と緊密な連絡を取り、業務の円滑、迅速な

進行を図るものとする。

エ 開発技能者は、業務に関する作業を適切かつ正確に行うことができる技能を有するものとする。

(6) 一括再委託等の禁止

業務を一括して再委託することは禁止する。ただし、発注者の承諾を得た場合は除く。

(7) 瑕疵担保

契約不適合を知った日から1年以内にその旨を受注者に通知し、直ちに発注者の求めに応じること。

(8) 個人情報の保護

ア 受注者は、個人情報の保護に関する関係法令等を遵守し、業務の履行に際して知り得た個人情報、その他の事項を第三者に知らせ又は不当な目的で利用してはならない。

イ 受注者は、業務を履行するために用いた資料及びその結果等の電子計算機に入力されている情報について、発注者の承諾を得ずに第三者のために転写、複写、閲覧又は貸出等をしてはならない。

ウ 受注者は、業務履行後、発注者の指示により保管を要するものを除き、その資料、結果等を抹消、償却及び切断等、再生使用不能の状態に処分しなければならない。

エ 受注者は、その他必要に応じて、発注者と協議の上、個人情報の適正管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(9) 疑義の解釈

本仕様書に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。

第2章 周南市上下水道料金等調定業務概要

2-1 業務概要

業務概要是次のとおり（令和5年度末時点）

(1) 給水区域内人口 131,644 人
 給水人口 125,060 人
 給水戸数 66,716 戸

(2) 事業数 水道 1 事業（上水道、徳山簡水、新南陽簡水、熊毛水道、鹿野水道、熊毛給水事業）※括弧内は、統合前の事業を示す。
 下水道 3 事業（公共・熊毛公共・特環・鹿野特環、農排・八代農排、漁排）

(3) 下水道水種 水道専用、井戸専用、井戸併用

(4) 運用形態 単独システムとして稼働（市役所及び他のシステムとの連携なし）

(5) 調定規模 調定件数 366 千件／年 調定金額 2,486 百万円／年（税抜）

(6) 主キー ア お客様番号 数字9桁（最終桁はCD）表示は「9999-99999」
 ※旧徳山地区頭1桁「0」、旧新南陽地区頭1桁「1」
 旧熊毛地区頭1桁「3」、旧鹿野地区頭1桁「4」
 イ メータ番号 数字7桁

(7) 手数料等 上下水とも督促手数料及び延滞金の徴収なし

(8) 特殊計算 ア 契約水量計算（法人）1件

使用水量が契約水量を下回った場合、契約水量で調定
　　イ 親子メータ計算
　　ウ マンション等の共用計算（共同住宅扱い）
(9) データの保持　　上下水とも現年含めず 5 年分（計 6 年分）

(10) ライセンス数　　30 ライセンス ※サーバ含む

2-2 検針業務（月間件数）

(1) 検針サイクル　　隔月検針
　　A 地区 偶数月検針 約 22,000 件 東川以東 熊毛地区約 4,100 件
　　鹿野地区 約 1,300 件
　　B 地区 奇数月検針 約 35,000 件 A 地区以外の地区
(2) 検針体制　　検針員 20 名
　　ハンディターミナル台数 30 台
(3) 検針期間　　徳山地区は月の 22、23 日までの 15、16 日間
　　新南陽地区は月の 16 日までの 16 日間
　　定例日は土日祝日に関係なく設定（原則年末年始を除き土日祝日も検針）
(4) 調定時期　　仮調定は定例日から約 3 日後の同月内に調定
　　本調定は検針月の翌月最初の営業日に確定
(5) その他　　ハンディターミナルにて精算処理をして隨時調定

2-3 請求収納業務（月間件数）

(1) 収納方法　　納付書払い（銀行、信用金庫、信用組合、ゆうちょ銀行、局窓口）、口座振替、コンビニエンスストア収納（スマホアプリ決済含む。）
(2) 納付書等の作成枚数　ア 納付書（定例）　7,000 枚 月初め最初の営業日（1 日）
　　及び作成時期　　イ 納付書（新規）　400 枚 月初め最初の営業日（1 日）
　　ウ 督促状　　1,300 枚 10 日頃
　　エ 催告状　　20 枚 10 日頃
　　オ 納付書（精算）　400 枚 10 日頃
　　カ 督促状（精算）　50 枚 10 日頃
　　キ 停水予告通知　500 枚 10 日頃
　　ク 口座振替通知（定例）　2,000 枚 月初め最初の営業日（1 日）
　　ケ 口座振替通知（再振替）　400 枚 月初め最初の営業日（1 日）
　　コ 口座振替通知（精算）　200 枚 月初め最初の営業日（1 日）
　　サ 停水執行通知　200 枚 隨時
(3) 口座振替　　約 24,000 件 振替日 15 日 再振替（振替日 15 日）
　　データ交換は AnserDATAPORT（データ伝送）にて実施（ただし、朝銀西信用組合は口座振替用納付書にて振替）。
(4) 隨時振替　　あり（口座振替用納付書にて振替）

(5) 還付処理 あり
 (6) 充當処理 あり
 (7) 徴収サイクル 別添の「調定・収納サイクル」を参照のこと。

2-4 各種異動件数 (月間件数)

(1) 使用開始 新設 55 件、既設 600 件
 (2) 使用中止 600 件
 (3) 廃止・撤去 15 件
 (4) 各種変更 300 件
 (5) メータ関係 検満取替 700 件
 新設・開栓 70 件
 廃止・閉栓 55 件

2-5 水道料金及び下水道使用料

◆水道料金

ア. 基本料金 (税込)

使用期間 口径(m m)	0.5 月 (1~15 日)	1.0 月 (16~30 日)	1.5 月 (31~45 日)	2.0 月 (46 日~)
13	275 円	550 円	825 円	1,100 円
20	275 円	550 円	825 円	1,100 円
25	715 円	1,430 円	2,145 円	2,860 円
30	1,210 円	2,420 円	3,630 円	4,840 円
40	2,310 円	4,620 円	6,930 円	9,240 円
50	5,170 円	10,340 円	15,510 円	20,680 円
75	13,750 円	27,500 円	41,250 円	55,000 円
100	27,500 円	55,000 円	82,500 円	110,000 円
150	64,900 円	129,800 円	194,700 円	259,600 円
200	116,050 円	232,100 円	348,150 円	464,200 円

イ. 従量料金 (税込)

	0.5 月 (1~15 日)	1.0 月 (16~30 日)	1.5 月 (31~45 日)	2.0 月 (46 日~)	従量料金 (1 m ³ につき)
第 1 段階	1~10 m ³		1~20 m ³		77.00 円
第 2 段階		11~20 m ³		21~40 m ³	157.30 円
第 3 段階		21~30 m ³		41~60 m ³	212.30 円
第 4 段階		31 m ³ ~		61 m ³ ~	240.90 円
公衆浴場	100 m ³ まで 4,400 円	101 m ³ 以上 1 m ³ につき 77.00 円	200 m ³ まで 8,800 円	201 m ³ 以上 1 m ³ につき 77.00 円	—

◆下水道使用料

ア. 基本料金（税込）

使用期間	0.5月 (1~15日)	1.0月 (16~30日)	1.5月 (31~45日)	2.0月 (46日~)
単価	675.40円	1,350.80円	2,026.20円	2,701.60円

イ. 従量料金（税込）

汚水区分	0.5月 (1~15日)	1.0月 (16~30日)	1.5月 (31~45日)	2.0月 (46日~)	従量料金 (1m ³ につき)
一般汚水	1~10 m ³		1~20 m ³		17.60円
	11~20 m ³		21~40 m ³		174.90円
	21~30 m ³		41~60 m ³		196.90円
	31~50 m ³		61~100 m ³		206.80円
	51~100 m ³		101~200 m ³		214.50円
	101~200 m ³		201~400 m ³		220.00円
	201~500 m ³		401~1,000 m ³		224.40円
	501~1,000 m ³		1,001~2,000 m ³		229.90円
	1,001 m ³ ~		2,001 m ³ ~		235.40円
公衆浴場 温泉汚水	100 m ³ まで		200 m ³ まで		
	10,450円		20,900円		
	101 m ³ 以上		201 m ³ 以上		—
	1 m ³ につき		1 m ³ につき		
	66.00円		66.00円		
ア. 水道以外の水を使用している場合（井戸専用等）					
下水道使用料 1月 6 m ³ ／人					
イ. 水道以外の水と水道を併用して使用している場合（井戸併用等）					
下水道使用料 1月 3 m ³ ／人 + 水道使用量					

2-6 その他

◆本市で使用している開閉区分の文言について

- (1) 開栓：現在使用している状態
- (2) 新規開栓：新しくお客様番号を附番して使用開始する状態
- (3) 閉栓（中止）：使用を中止し、止水栓を開けている状態
- (4) 閉栓（中止止水）：使用を中止し、止水栓を閉めている状態
- (5) 閉栓（休止）：使用を一旦中止し、止水栓を開けている状態
- (6) 閉栓（休止止水）：使用を一旦中止し、止水栓を閉めている状態
- (7) 撤去：権利はあるが量水器を撤去している状態
- (8) 廃止：権利はなく量水器を撤去している状態

- (9) 再開栓（取付開栓）：過去に給水を停止したことがあり、現在使用している状態
- (10) 閉栓（停水）：給水を停止している状態

2-7 徴収サイクル

徴収サイクルについては別添の「調定・収納サイクル」を参照のこと。

2-8 既存システムの主要なデータ管理項目

既存システムの主要なデータ管理項目は次のとおり。なお、詳細についてはデータ移行時に現システム開発業者と協議の上確認すること。

水栓データ	使用者データ	調定データ	入金データ
異動履歴データ	開始予約データ	消込ファイル	帳票管理データ
検針データ	口座振替データ	口座消込データ	特定需要家データ
銀行データ	住所データ	工事店データ	定例日データ
親子検針データ	量水器データ	コンビニデータ	

2-9 外字

既存システムの外字については、J E F 拡張漢字を利用している。

2-10 データバックアップ方法

システム本体でのバックアップ及び災害時に持ち出し可能な媒体でのバックアップとする。

第3章 システム構築・導入業務

3-1 システム開発

- (1) 既存システムの運用状況及び業務フローを確認し、必要に応じて発注者担当職員にヒアリング等を行い、要件定義を行うこと。また、要件定義に基づくシステム設計書を作成し、発注者へ提出すること。
- (2) システム設計書に基づき、発注者と協議の上システム開発を行うこと。
- (3) システムは、専用サーバー機器を設け、Web方式又はクライアントサーバー方式で開発を行うこと。
- (4) 他の自治体において導入実績があり、信頼性に優れたパッケージソフトウェアを用いること。
- (5) システムは、機能及び高品質で実績と職員の利便性を考慮し、標準パッケージの導入とするが、カスタマイズについては業務上必要かつ有効なものは、予算の範囲内において行うこと。

3-2 ソフトウェア機能

ソフトウェア機能は、原則次表のとおりとする。ただし、その他の機能については受注者が提案し、発注者がシステム運用に支障がないと認めたときは、独立したサブシステムとして設計することができる。

なお、詳細については「周南市上下水道料金システム構築仕様書及び機能要件書」を参照

すること。

ソフトウェア機能一覧			
システム基本機能	分納誓約機能	時効管理機能	データ抽出機能
照会(窓口)・受付機能	還付・充当処理機能	不納欠損機能	その他機能
異動処理機能	月次処理機能	料金算定機能	
検針業務機能	収納処理機能	下水道管理業務機能	
開閉栓手続機能	口座振替処理機能	出力帳票機能	
精算処理機能	コンビニ収納機能	スケジュール管理機能	
納付書出力機能	決算統計機能	システムデータ保守機能	
調定業務機能	滞納整理機能	メータ管理業務機能	

- (1) 操作画面は、G U I 機能により、操作性に優れ、各業務がストレスなく他の画面へ容易に展開できること。
- (2) データベースの全ての項目について切り出しができること。また、全ての項目について、条件を設定できること（E U C 機能）。
- (3) 文字コードは、特定のメーカーに依存しない標準なものを用いること。
- (4) オンライン、バッチを問わず帳票は、印刷プレビューができ、P D F またはE X C E Lへ出力できること。
- (5) 既存システムに保存されている過去データ及び今後も活用すべきデータは、新システムへ移行すること。
- (6) 水道料金・下水道使用料等のデータについて2 1年分以上（現年度分及び過年度2 0年分以上）のデータ保存及び検索閲覧が可能なこと。

3-3 ハードウェア仕様

ハードウェア仕様は、別添の「周南市上下水道料金システムハードウェア仕様書」を満たした上で、信頼性、安全性等を十分確保できる構成とし次表のとおりとする。

ハードウェア仕様一覧	
専用サーバ機器	ハンディターミナル
単票帳票高速大量印刷用レーザプリンタ	光学式文字読取装置（O C R）
単票帳票標準印刷用レーザプリンタ	クライアントパソコン
メールシーラー	

3-4 システム運用

(1) 運用時間

システムは、原則として2 4時間稼働とする。ただし、計画停電、保守業務等でシステムを停止する場合を除く。

(2) システム使用台数

ア システム使用ライセンス数 3 0 (同時接続数)

イ ハンディターミナル数 3 0台

(3) ネットワーク

ア システムは、発注者の基幹系ネットワーク（インターネット接続不可）を使用することとし、発注者の他の業務でも使用するため、システム用に帯域占有設定はできない。

イ システムを構成する機器のネットワークに関する設定は、発注者の指示に従うこと。

(4) バックアップ

ア バックアップ用機器の設定は本庁舎内とする。

イ 運用時間帯に、自動バックアップを行えること。また、外部媒体へのバックアップが可能のこと。（手動可）

ウ データ及びシステムプログラムのバックアップは、毎日（月～金）及び月末1回定期的に実施すること。

(5) セキュリティ

ア 水道料金システム

・システムは、情報漏洩、不正使用等への対策がされていること。

・システムは、発注者のセキュリティ対策が導入された状態でも使用可能であること。

イ クライアントパソコン

現行導入しているセキュリティ対策は次のとおり。上下水道局で現行利用しているライセンスを料金システム用クライアントパソコンに設定すること。

(ア) ウイルス対策ソフト ESET NOD32 ESET Endpoint Antivirus

ウイルスソフトの更新データはインターネットから取得し、手動で基幹系ネットワークに更新をかけている。

(イ) スカイシークライアントビュー

3-5 機器の調達、設置及び設定

(1) システム機器は、「3-3 ハードウェア仕様」の要件を満たすものを調達し、発注者担当職員の指示のもと、設置設定すること。

(2) システム機器の数量及び設置場所は次表による（本庁舎はエレベーター有り）。

機器名	数量	設置場所
専用サーバー機	一式	本庁舎4階マシン室
単票帳票高速大量印刷用レーザプリンタ	1台	本庁舎4階帳票室
単票帳票標準印刷用レーザプリンタ	5台	本庁舎3階料金課（1台） 本庁舎2階料金センター（2台） 本庁舎4階帳票室（1台） 熊毛総合支所（1台）
クライアントパソコン	28台	本庁舎3階料金課（7台） 本庁舎2階料金センター（17台） 本庁舎4階帳票室（3台） 熊毛総合支所（1台）
メールシーラー	1台	本庁舎4階帳票室
ハンディーターミナル	30台	本庁舎3階料金課

(プリンタ一体型又は分離型)		
OCR機	1台	本庁舎3階料金課

3-6 システム動作テスト

- (1) 本稼働までの間システム動作テストに必要なシステム機器を準備すること。機器の選定、設置及び撤去時期については、発注者と協議の上決定する。
- (2) 発注者担当職員がシステム動作テスト及び検証作業が可能な環境を構築すること。
- (3) 各種テスト及び並行稼働テストを行い、動作確認に万全を期すこと。
- (4) 実際の発注者の基幹系ネットワーク環境において、本稼働用システム機器を使用して実負荷でシステム動作テストを行うこと。
なお、テストの実施時期については発注者と協議の上決定する。
- (5) 並行稼働テストは、本稼働用システム機器を使用して十分な期間行うこと。
- (6) テスト用機器に保存された個人情報等のデータは、復元不可能な状態とした上で撤去すること。

3-7 データ移行

- (1) 原則として、既存システムから抽出したデータを新システムへ全て移行すること。ただし、発注者が不要と認めたものを除く。
- (2) 既存システムからのデータ移行に際し、既存システム納入業者が各マスタの構造の提示及びデータ抽出を行い、受注者はそれをもとにデータ移行を実施すること。
なお、データ移行に関しては現システムの開発業者、発注者担当職員、受注者でよく打合せ等をして確実にデータ移行すること。
- (3) データ移行時期等は発注者と協議の上、計画的に実施すること。

3-8 金融機関と口座振替データ等のテスト

- (1) 並行稼働テストまでに、発注者が指定する全金融機関と口座振替データのテスト、検証を行うこと。
- (2) 納付書の様式変更に伴う必要な調整を、発注者が指定する全金融機関と行うこと。

3-9 コンビニエンスストア収納代行業者とのバーコード等読み取りテスト及び収納データ受信テスト

並行稼働テストまでに、発注者が契約するコンビニエンスストア収納代行業者とのバーコード等読み取りテスト及び収納データ受信テスト、検証を行うこと。

3-10 研修

- (1) 発注者職員及び徴収業務受託業者に対し、システム操作研修を行うこと。なお、発注者と協議の上、研修計画を策定し、研修資料、研修用機器、その他研修に必要なものを準備すること。
- (2) 研修は、本庁舎内で研修用機器等を使用した操作研修とする。

3-1-1 書類の作成

システム構築後に提出する書類は次表による。

なお、運用開始後のシステム改修、バージョンアップ等した場合は、速やかに提出した書類を更新すること。

書類名	紙媒体	電子媒体
システム設計書	2部	1式
ハードウェア仕様書	2部	1式
システム運用手順書	2部	1式
バッチ処理手順書	2部	1式
システム保守手順書	2部	1式
システム管理者向け操作説明書	2部	1式
システム使用者向け操作説明書	30部	1式
研修資料	適宜	1式

第4章 システム保守業務

4-1 保守期間

システムの保守期間は、システム本稼働から60箇月とする。

なお、ハードウェア保守としてメーカー提供のサポートパックを適用する場合は、サポートパックの有効期間と保守期間が一致しない可能性があるため、サポートパックが適用されない期間については、サポートパックと同等の保守を行うこと。

4-2 保守体制

- (1) システム障害等が発生した場合は3時間以内に本庁舎へ到着すること。
- (2) システム稼働開始直後及び年度繰越時期は問い合わせ件数が増加することが見込まれるため、十分な体制を整備し、保守体制一覧表を発注者へ提出すること。
- (3) 保守の時間帯は、原則として発注者の営業時間内（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、発注者が認める場合を除く。

4-3 保守内容

保守は直ちに現地対応により行うこととし、内容は次のとおりとする。

- (1) ソフトウェア保守
 - ア システム不具合への対応
システム不具合が発見された場合は、速やかにプログラム修正を行うこと。
 - イ バージョンアップへの対応
ソフトウェアに関するバージョンアップに対応すること。
 - ウ 法令等の改正への対応
法令、元号、消費税率等の改正に対応すること。
- (2) ハードウェア保守
 - ア 機器の操作支援

計画停電等によるサーバーのシャットダウン等、システム機器の操作支援を行うこと。

イ 定期保守

年4回以上定期保守を行うこと。

ウ 予防保守

ソフトウェア又はハードウェアのメーカーから修正プログラムが公開された場合は、必要性及び影響を調査し、発注者へ報告すること。また、修正プログラムの適用は、発注者と協議の上行うこと。

エ 障害の管理

障害の予兆又は障害が発見された場合は、発注者に報告するとともに、速やかに障害原因を除去するための保守を行うこと。

オ 障害の復旧

(ア) 障害に対して一括して対応し、システムが正常に稼働する状態へ復旧させること。なお、原因が他社提供のものに起因することが明らかな場合でも、復旧を行うこと。

(イ) 機器の故障によるデータ破損等、発注者では対応できない場合のデータ復旧を行うこと。

(3) 運用支援

ア 問い合わせ等への対応

発注者職員からのシステム運用及び操作に関する問い合わせ等に対応すること。

イ データ修正等への対応

発注者職員等の誤入力、変則的な事例等に関するデータ修正及び困難なデータ抽出に対応すること。

第5章 業務引継ぎ及び機器等の撤去に関する事項

システムの使用期間満了、全部若しくは一部の解除、又はその他業務の終了事由の如何を問わずシステムの使用が終了する場合は、受注者はシステムの使用終了日までに、発注者が上下水道料金調定業務を継続して遂行できるよう誠意をもって協力すること。なお、ハードウェア機器等の撤去費用は全て受注者負担で発注者担当職員と協議の上行うこと。

契約期間終了後の端末・サーバ機器内部に蓄積されたデータは、受注者の負担において、強磁気破壊等の方法で復旧不可能なレベルで削除作業を行い、削除を実行したことを証明する証明書を発行すること。

また、システムの引継ぎに伴ってデータ移行が発生する場合、受注者はデータ構造の提示及びCSV形式等の汎用フォーマットでのデータ抽出を行う等、発注者に誠意をもって協力すること。

第6章 その他

- (1) 本仕様書に明記されていない事項であっても、業務遂行上当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。
- (2) 業務遂行に係る資料の提出を発注者が要求した場合は、速やかに応じなければならない。
- (3) 本仕様書に含まれる仕様について、不具合が生じた場合は、直ちに操作機能が満足できるよう無償で対応すること。

(4) 本仕様書に疑義が生じた場合又は、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

水道料金の調定・収納サイクル表

周南市

		納付制		口座制	
当月	1日		1~23日検針日 ▼23日までに検針終了		
	31日	仮調定			
	1日	本調定		本調定	
		1:納付書作成 2:通知書の発送		1:口座伝票、口座振替データ、振替通知書の作成 2:振替通知書の発送(希望者) 3:口座振替データ、口座伝票を金融機関へ	
翌月				15:口座振替	
			残高不足 以外	20:口座振替データ、伝票の返還 21:口座振替データ、伝票の消し込み	
	31日	末日 納付期限		振替不能	残高不足
	1日			1:口座振替データ、再振替通知書の作成(口座督促) 2:再振替通知書の発送 2:口座振替データ、口座伝票を金融機関へ	
2か月		10:督促状作成 11:発送		15:口座振替(再振替)	
				20:口座振替データ、伝票の返還 24:口座振替データ、伝票の消し込み	
	31日	31:納付期限		振替不能	
	1日			10:催告状又は予告書作成 11:催告状又は予告書発送	
3か月				22:納付期限(予告書) 25:停水執行票の出力 26:停水作業 27: "	
	31日			31:納付期限(催告状)	

令和 7 年 1 月

周南市上下水道料金システムハードウェア仕様書

1 専用サーバー機器仕様

項目	性能等
数量	一式
O S	適宜システムを安定して稼働させ、十分な実績があるもの。
形状	サーバーラックに搭載できる形状とする。
容量	稼働時点のデータとあわせて最低 5 年間の運用期間中で増加する見込みのデータを保存できる容量を有すること。
R A I D 構成	R A I D 1 以上に対応すること（冗長化を図ること）。
サーバーラック	<ul style="list-style-type: none">全てのサーバー及び周辺機器（ディスプレイ、キーボード、ネットワーク機器、無停電装置等）を搭載できること。施錠可能な扉付であること。冷却、防塵及び転倒防止について考慮されていること。設置面積：縦 115 cm × 横 60 cm 以内
無停電電源装置	<ul style="list-style-type: none">停電状態が 10 分以上継続した場合に、サーバーを自動的にシャットダウンできること。完全にシャットダウンできるだけの容量があること。
備品	<ul style="list-style-type: none">サーバーを操作するためのディスプレイ、キーボード、マウス等ネットワーク機器サーバーが複数台となる場合は切替機
装置寿命	システム稼働後 5 年以上（最低でも 5 年間の保守部品が供給可能であること。）
備考	<ul style="list-style-type: none">運用期間中の業務機能追加や処理負担の増大及びデータ量の追加が発生した場合に、サーバースペックの増強等の対応が行えること。端末機を専用サーバー機器と兼用させることは禁止する。スケジュール運転が可能であること。自動バックアップ機能を有すること。また、外部媒体へのバックアップが可能のこと。検証環境を備えること。その他受注者が必要とするもの

2 クライアント端末（デスクトップ型）仕様

全てのパソコン端末を同じメーカー製の同一型式・型番の機種で統一すること。

項目	性能等
数量	28台
OS	Windows11 Pro ※再インストール作業に必要な最低数量以上のリカバリ用メディア及び機器毎のプロダクトIDのリストを添付すること。
メモリ	8GB以上
CPU	Intel社製 Core i3-第12世代相当以上
ストレージ	256GB以上 (HDD又はSSD)
ネットワークインターフェース	1000Base-T/100Base-TX/10Base-T 規格に対応した LAN ポートを1ポート以上備えること。
USBインターフェース	USB3.0以上の規格に準拠したTypeA接続ポートを3つ以上備えること。
映像出力インターフェース	D-Subに対応すること。(変換アダプタによる対応可)
光学ドライブ	内蔵光学ドライブを備えていないもの。(極力)
筐体	省スペース型
Officeソフト	Microsoft Office Standard (最新バージョン)
備考	以下の要件のいずれかを満たすこと ・グリーン購入法に適合していること。 ・PCグリーンラベルに適合していること。 ・J-MOSSグリーンマークに適合していること。 ※デバイス設定及びデバイスのラベリングを実施すること。 ※ディスプレイ、キーボード、マウスは上下水道局既設のものを使用する。

3 単票帳票高速大量印刷用レーザプリンタ仕様

項目	性能等
数量	1台
形態	ネットワーク対応プリンタ
印刷解像度	1,200dpi以上
印刷速度	60枚/分以上
用紙重量	坪量: 52~256g/m ² 以上
用紙サイズ	両面印刷 A3、A4対応
インターフェース	1000Base-T/100Base-TX/10Base-T 規格に対応
CPU	適宜

メモリ	2 GB以上
装置寿命	システム稼働後5年以上(最低でも5年間の保守部品が供給可能であること。)
備考	<ul style="list-style-type: none"> カスタマバーコード、コンビニ収納用バーコード、eL-QR、外字の印字が可能なこと。 操作は液晶タッチパネルでできること。 その他運用上必要となる機器、ソフト等がある場合は追加すること。

4 単票帳票標準印刷用レーザプリンタ仕様

項目	性能等
数量	5台
形態	ネットワーク対応モノクロレーザプリンタ
印刷解像度	600×600 dpi 以上
対応用紙	普通紙、上質紙、再生紙、圧着ハガキ、封筒等
用紙サイズ	A5、A4、B4、A3対応
給紙	手差しトレイ×1(単票納付書等を出力) 給紙トレイ(250枚以上)×3
排紙	A4 250枚以上
印刷速度	30枚/分以上(A4片面印刷時)
メモリ	2 GB以上
インターフェース	1000Base-T/100Base-TX/10Base-T 規格に対応
電源	AC100V
装置寿命	システム稼働後5年以上(最低でも5年間の保守部品が供給可能であること。)
備考	<ul style="list-style-type: none"> カスタマバーコード、コンビニ収納用バーコード、eL-QR、外字の印字が可能なこと。 単票納付書が隨時発行できること。 両面印刷が可能なこと。 本庁舎2階料金センターへ2台、3階料金課へ1台、4階帳票室へ1台、熊毛総合支所へ1台を設置すること。

5 メールシーラー仕様

項目	性能等
数量	1台
形態	単票フォーム用メールシーラー
処理速度	二つ折りハガキ：12,000通/時間

	三つ折り封書 : 6,000通／時間
用紙サイズ	天地: 210~440mm × 幅210~297mm
仕上がりサイズ	天地: 95~150mm 幅210~297mm
用紙厚み	上質NIP 70kg~135kg (感圧用紙)
給紙容量	124.5kg 二つ折りハガキ 1,000枚積載相当 70kg 三つ折り封書 2,000枚積載相当
紙受け容量	124.5kg 二つ折りハガキ 500枚積載相当 70kg 三つ折り封書 200枚積載相当
紙受け方式	コンベアスタッカー
折りの形態	二つ折り、内三つ折り、外三つ折り、ハーフL折り
機能	余白部分を裁断後、三つ折り (Z折り) 圧着が可能であること
装置寿命	システム稼働後5年以上 (最低でも5年間の保守部品が供給可能であること。)

6 ハンディターミナル仕様

項目	性能等	
数量	30台	
形状	プリンタ一体型又は分離型	
OS	適宜システムを安定して稼働させ、十分な実績があるもの (iOSは不可)。	
表示	方式	半透過 TFT カラー液晶 (バックライト付き) 以上
	サイズ	3.5型 (240×320ドット) 以上
入力	タッチパネル、テンキー (バックライト付き)	
プリンタ	印字方式	サーマルラインプリンタ
	用紙幅	80mmに対応していること。
	印字速度	漢字印字: 27行／秒以上
	印字文字	漢字、英数、カナ、記号に対応していること。
	文字種	ANK、JIS第一・第二水準漢字、バーコード
用紙種類	ロール紙が使用できること。	
主電源	充電式リチウムイオン電池	
運用時間	最大8時間の作業中、安全かつ完全に検針を行えること。	
防滴・防塵	IP54準拠 (プリンタ部除く。) 又は防水IPX5、防塵IP5X	
耐落下性能	コンクリート面に1.5m程度の高さから落下させても動作に支障がないこと。	
動作温度湿度	-10~50°C、20~85%	
装置寿命	システム稼働後5年以上 (最低でも5年間の保守部品が供給可能であること。)	

	ること。)
備 品	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリングケース 30個 ・ハンドベルト 30個 ・充電池パック 60個 ・単体充電器 10台 ・集合充電器 2台 (6個口以上)
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ハードウェアによるセキュリティ対策品がある場合は追加すること。 ・その他運用上必要となる機器、ソフト、備品 (メモリーカード等) がある場合は追加すること。 ・外字が表示・印字できること。 ・雨天時にも支障なく操作できるよう考慮すること。 ・万一の故障があっても、データを復元できる仕組みがあること。 ・分離型で提案する場合は Bluetooth インターフェースを有すること。 ・全て同一形式であること。

7 光学式文字読取装置 (O C R仕様)

項 目	性 能 等
数 量	1台
形 態	高速片面卓上タイプ
処理速度	約160枚／分 (A4 300文字手書き)
用紙種類	O C R用紙、上質紙、普通紙、再生紙、圧着紙
紙厚 (連量)	坪量40～175g/m ² (連量35～150)
ドロップアウトカラー	赤、青、緑、マルチ
最大解像度	600dpi
電 源	A C 1 0 0 V
装置寿命	システム稼働後5年以上 (最低でも5年間の保守部品が供給可能であること。)
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニバーコードの読み取りが可能なこと (G S 1 - 1 2 8)。